平成２３年（再ロ）第１０１３４号

東京都三鷹市深大寺２―12―10

再生債務者　中野　清司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月13日まで

平成24年３月30日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００３３号

東京都大田区大森東２－８－８

再生債務者　迫田　嘉則

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月16日まで

平成24年４月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１２４号

神奈川県相模原市緑区三ヶ木305―４―202

再生債務者　本多　徹範

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年４月16日まで

平成24年４月２日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０１１７号

神奈川県相模原市南区上鶴間本町３―13―32―403

再生債務者　木村　　毅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月30日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０１１５号

埼玉県新座市野火止４―19―11―804

再生債務者　冏部　哲哉

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年４月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１号

福岡県大牟田市宮原町１丁目177番地

再生債務者　笠門　まみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月30日

福岡地方裁判所大牟田支部

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年３月28日制定）の一部を次のように変更する。

平成 24 年３月 30 日

外務省共済組合代表者

外務大臣　玄葉光一郎

第33条第１項の表中「5.03」を「4.02」に、「25.48」を「22.98」に、「1.43」を「1.95」に、「10.06」を「8.04」に改め、同条第２項の表中「5.03」を「4.02」に改め、同条第３項中「1.52」を「2.40」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。

2　変更後の第33条第１項から第３項までの規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

職員の免職処分

独立行政法人国立病院機構滋賀病院

診療放射線技師長　伴　　有史

国家公務員法第78条第３号により免職する。

平成 24 年４月 11 日

独立行政法人国立病院機構

近畿ブロック担当理事　楠岡　英雄

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第１号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年４月 11 日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

⑴　高等学校教諭一種免許状（工業）
　平16高一第86号

⑵　中学校教諭一種免許状（保健体育）
　平16中一第580号

⑶　高等学校教諭一種免許状（保健体育）
　平16高一第852号

2　授与年月日及び授与権者

⑴　平成16年６月１日　千葉県教育委員会

⑵　平成17年３月21日　千葉県教育委員会

⑶　平成17年３月21日　千葉県教育委員会

3　氏名及び本籍地
　椎名　勝利　東京都

4　失効年月日
　平成24年２月21日

5　失効の理由
　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

当社は、左記会社を合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

記

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行っております。また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年四月十一日

岩手県岩手郡岩手町大字五日市第二地割二十二番地一　（甲）株式会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

岩手県盛岡市中野一丁目二六番五号

（乙）有限会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

合併公告

当社は、左記会社を合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

記

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行っております。また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）官報に掲載

平成二十四年三月三十日

（乙）計算書類の公告義務はありません。

富山県高岡市金屋本町二番一号

（甲）三建住宅販売株式会社

代表取締役　田　平　芳紀

富山県高岡市金屋本町二番一号

（乙）ツーサン建設工業有限会社

代表取締役　田　平　芳紀

平成二十四年四月十一日

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二十二番地一　（甲）株式会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

岩手県盛岡市中野一丁目二六番五号

（乙）有限会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

合併公告

当社は、左記会社を合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

記

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行っております。また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）官報に掲載

平成二十四年三月三十日

（乙）計算書類の公告義務はありません。

富山県高岡市金屋本町二番一号

（甲）三建住宅販売株式会社

代表取締役　田　平　芳紀

富山県高岡市金屋本町二番一号

（乙）ツーサン建設工業有限会社

代表取締役　田　平　芳紀

平成二十四年四月十一日

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二十二番地一　（甲）株式会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

岩手県盛岡市中野一丁目二六番五号

（乙）有限会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

合併公告

当社は、左記会社を合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

記

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行っております。また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）官報に掲載

平成二十四年三月三十日

（乙）計算書類の公告義務はありません。

富山県高岡市金屋本町二番一号

（甲）三建住宅販売株式会社

代表取締役　田　平　芳紀

富山県高岡市金屋本町二番一号

（乙）ツーサン建設工業有限会社

代表取締役　田　平　芳紀

平成二十四年四月十一日

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二十二番地一　（甲）株式会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

岩手県盛岡市中野一丁目二六番五号

（乙）有限会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

合併公告

当社は、左記会社を合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

記

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行っております。また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）官報に掲載

平成二十四年三月三十日

（乙）計算書類の公告義務はありません。

富山県高岡市金屋本町二番一号

（甲）三建住宅販売株式会社

代表取締役　田　平　芳紀

富山県高岡市金屋本町二番一号

（乙）ツーサン建設工業有限会社

代表取締役　田　平　芳紀

平成二十四年四月十一日

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二十二番地一　（甲）株式会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

岩手県盛岡市中野一丁目二六番五号

（乙）有限会社薬王堂

代表取締役社長　西郷　辰弘

合併公告

当社は、左記会社を合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

記

効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行っております。また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）官報に掲載

平成二十四年三月三十日

（乙）計算書類の公告義務はありません。

富山県高岡市金屋本町二番一号

（甲）三建住宅販売株式会社

代表取締役　田　平　芳紀

富山県高岡市金屋本町二番一号

（乙）ツーサン建設工業有限会社

代表取締役　田　平　芳紀